

広情個審第52号

平成30年12月11日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報不存在通知に係る審査請求に対する決定について（答申）

平成28年11月17日付け広国平第134号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第51号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年11月17日付け広国平第134号の諮問事案（諮問第51号事案）

平成28年6月23日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年7月6日付け広国平第65号で行った不存在を理由とする保有個人情報不開示決定に対する同年9月20日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った本件開示請求に対し、実施機関が行った不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件日時は、申立人の人権を蹂躪し広島市が組織的に申立人に対する公園公平利用を排除しようとした日であり証拠隠滅を計画したおそれなしとしない。

しかも広島市は、犯罪証拠等のために録画機器を配備していることは明白であり一般的に誰もが予想できることである。そのために録画が存在しないとは思われない。よって全部開示を請求する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等での主張を要約すると、次のとおりである。

請求された時期の映像は、請求した時点では既に保存期間（概ね2週間）を経過して消去されてお

り、存在しない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件開示請求により請求された映像は、保存期間（概ね2週間）が経過したことにより消去したとする実施機関による説明は首肯できるものであり、他に存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 11. 17	広国平第134号の諮問を受理（諮問第51号で受理）
30. 9. 18 (第1回審査会)	第1部会で審議
30. 10. 23 (第2回審査会)	第1部会で審議
30. 11. 16 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹